



たき火をする前に、消防署へ知らせてください!!

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を
発するおそれのある行為の届出書」
を消防署に提出してください!



火を消す準備はできてますか?

ホースや水バケツを用意しましょう!

たき火と火災は 紙一重!!

周りに燃えやすい物はないですか?

火が広がって、近くの建物に燃え移った
こともありました!



たき火をしているときは

その場を離れないでください!

離れるときは火を消してください!



お問い合わせ

○岡山市西消防署

○高松出張所

○吉備中央出張所

岡山市北区野殿西町427番地1

岡山市北区高松原古才247番地

加賀郡吉備中央町竹部2164番地61

☎:086-256-1119

☎:086-287-4119

☎:0867-34-0119

岡山市公式YouTube
「たき火火災を考える」

連合防火委員会西支部 × 岡山市西消防署

様式第10号(第11条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を發するおそれのある行為の 届出書

年 月 日

岡山市 消防署長 様

届出者

住 所 _____ 電話 _____

氏 名 _____

実施予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
実施場所	
燃焼物品名 及び数量	
目的	
消火準備等の概要 その他必要な事項	
*受付欄	*経過欄

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 *印の欄は、記入しないこと。
- 3 この届出書は、実施する日の前日までに1通提出すること。
- 4 実施日を変更する場合には、実施する日の前日までに管轄の消防署へ連絡すること。
- 5 廃棄物等を屋外で焼却することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などにより、原則として禁止されていますので、関係課で指導を受けてください。